

第5期亀山市まちづくり基本条例推進委員会の進め方について

(基本的な考え方)

第5期亀山市まちづくり基本条例推進委員会では、平成30年度及び令和元年度の2ヵ年をかけて、条例の具体化に向けて必要なテーマの検討を行い、亀山市まちづくり基本条例推進計画（計画期間：R2～R3）に盛り込むべき事項を集約する。

執行機関（市）において、委員会からの調査検討結果をベースとして、亀山市まちづくり基本条例推進計画（計画期間R2～R3）を策定する。

(具体的なスケジュール)

